

議案第18号

小松島市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

小松島市後期高齢者医療に関する条例（平成20年小松島市条例第10号）の一部を別紙のように改正する。

平成30年3月5日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

小松島市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

小松島市後期高齢者医療に関する条例（平成20年小松島市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「第55条第1項」の次に「(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)」を加え、「病院等（同項）」を「病院等（法第55条第1項）」に、「入院等（同項）」を「入院等（法第55条第1項）」に、「もの」を「被保険者」に改め、同条第3号中「法第55条第2項第1号」の次に「(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)」を加え、「もの」を「被保険者」に改め、同条第4号中「法第55条第2項第2号」の次に「(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)」を加え、「行った同号」を「行った法第55条第2項第2号」に改め、同条に次の1号を加える。

(5) 法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受け、これらの規定により小松島市に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であった被保険者
附則中第2項及び第3項を削り、第4項を第2項とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(小松島市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

2 小松島市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例（平成25年小松島市条例第28号）を次のように改正する。

附則第2項中「第4項」を「第2項」に改める。